

壱岐市農業委員会定例会（平成30年4月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年4月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
 - 第2. 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第17号 非農地証明願いについて
 - 議案第18号 平成30年度農用地地用集積計画の承認について
(第1回)
7. 報告事項 農地改良等届出書について
8. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。只今より平成30年4月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は…番、…委員さん、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届がっております。

本日の出席委員は19名中16名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願いいたしまして、引き続き議事の進行をお願いします。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町東触字平・・・・・・・・台帳、現況地目 畑 面積 433㎡

同じく・・・・・・・・台帳、現況地目 畑 面積 122㎡ 計2筆で555㎡となっておりますが、・・・・の農地は142㎡が法面部分でありまして、555㎡から142㎡を引きますと有効面積は413㎡となり500㎡未満であることを申し添えておきます。転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 定年退職を機に、壱岐市に帰郷し定住する為、申請地に居宅を建築したい。というものです。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、平面図は2頁から4頁です。4月18日に・・委員さんと申請人のお兄さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。武生水地区担当の・・です。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。4月18日に・・さんのご実家のお兄さんと立会をいたしました。申請人の・・さんは現在、愛知県に住まれているという事で、定年退職後に壱岐に居宅を建築し住みたいという事でありまして。自己所有地が申請農地しかなく下水道も国道沿いに完備されておりますので、何ら問題はないかと思っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第15号、1番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触字八幡田・・・・・・・・田 621㎡

同じく・・・・・・・・田 485㎡

転用目的 建設残土処分場

貸付人、・・・・・・・・

同じく	田	4 6 4 m ²
同じく	田	4 6 3 m ²
貸付人、		
同じく	田	3 0 7 m ²
貸付人、		
同じく	田	1, 3 5 1 m ²
貸付人、		
同じく	田	6 0 2 m ²
同じく	田	1, 0 2 8 m ²
貸付人、		持ち分 1 / 2
		持ち分 1 / 2
同じく	田	4 7 2 m ²
同じく	田	4 6 7 m ²
同じく	田	4 7 1 m ²
同じく	田	1 6 0 m ²
貸付人、		
同じく	田	8 5 6 m ²
貸付人、		
同じく	田	1, 8 5 5 m ²
貸付人、		
計	1 4 筆で		9, 6 0 2 m ²
借受人、		

申請理由 盛り土にて農地の整備を行い、小規模農地を集約し大規模化することにより耕作の利便性の向上を図る。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域内の農地で、壱岐市よりこの申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。4月20日に・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。先日20日の日に事務局と現地を視察しました。国道筋で皆さんご存知かと思いますが、農協の柳田の資材センターの入り口のところで、道路より若干低くなっております。前から大雨の時には、「みずびたし」になって、中々作物が出来ないという事で一部は、飼料作物一部は耕作放棄という事になっております。・・組の社長に聞きますと埋め上げて、その上二段、既にもう客土は終わっておりますけれど、今後は客土

が終わり次第、畜産農家等をお願いをして、飼料作物等作付けも早急にやって行きたいという話も出ておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16号2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、3番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触字蛭ノ元・・・田 1, 142㎡

転用目的 建設残土処分場

貸付人、・・・

借受人、・・・

申請理由 道路より低い農地であり、農機具の搬入も急傾斜で狭く、危険であるので盛り土にて農地の整備を行い耕作の安全性を図る。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域内の農地で、壱岐市よりこの申請が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の意見書を頂いております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。4月10日に・・・委員さんと貸付者立ち合いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

場所としましては、ベスト電器の前、・・・さん本人のアスパラハウスとシャディーの間の道路から4、5m落差があります。搬入路が昔の機械の感覚で非常に狭い搬入路でございましたので、国道ですので、そちらの方に申請をして搬入路を拡張して頂きたいという申請をされたそうです。まずは、でそうすると返答が個人負担でお願いしますというような回答がきたもので、・・・組さんに相談すると約200万掛かるというような返答がきたものですから、土があるのであれば、客土をして後は野菜等を作付けたいという旨、本人の意向でございます。周辺には影響はないかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

これは、・・・さんの問題はないのだろうか。

・・・委員

議長。

議長 はい、・番・・委員。
・・委員 ・・さんの本人。
・・委員 議長。
議長 はい、・番・・委員。
・・委員 こちらのハウスは。よかつじあろうな。
・・委員 議長。
議長 はい、・番・・委員。
・・委員 それも本人さんの物で影響はないという話です。日当たりは影響ないです
から。
・・委員 議長。
議長 はい、・番・・委員。
・・委員 上げたらハウスは、下になりますね。
・・委員 議長。
議長 はい、・番・・委員。
・・委員 そうですね。全部じゃないと思いますよ。その状況を見ながら、とにかく
今、コンバインでも・・さんに依頼されてありますが、キャタを半分外さない
と入れないそうです。事故が起きてからでは、遅いからという事で早急にとい
うような話でした。道路を拡張する時に、その当時農地が大事なものだからケ
チって搬入路を狭くしてある訳です。この時代になって機械が大型化したもの
だから国道の方に管理事務所の方に言ったら個人でやってくれという話がき
たものですから、なら客土をして野菜でも作ろうという事です。
議長 はい、外にご質疑ございませんでしょうか？
・・委員 議長。
議長 はい、・番・・委員。
・・委員 農振地域内で残土の処分場としては、別に問題はないのですか。
事務局 議長。
議長 はい、事務局長
事務局 農地を農地以外にするわけではございませんから、市の方に農振地域内の
農地の一時転用に対する意見を求めました所、転用後には農地としての利用が
見込まれるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨
の意見書を頂いておりますので、別に問題はございません。
議長 はい、外にごございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異
議ないようですので、議案第16号2番は、意見を付して進達いたします。
次の4番につきましては、・・委員の関係の案件でございますので、会議規
則第15条に従いまして、退席をお願いいたします。

----- (・・委員退席) -----

事務局 4番の説明を求めます。
4番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触字鬼ノ管巢・・・・・・・・ 畑 930㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 隣接地に事業拡大で牛舎建設を行う折に、転用許可を得ずに当該土地に子牛用の牛舎を建設したため、今回、追認許可を申請します。というものです。許可権者であります県からは違反転用連絡票における農地法第5条違反事案に対する判断につきましては、長崎県農地転用事務指針の「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当し、追認許可相当と判断しましたという通知がっておりますので、申し添えておきます。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。4月20日に・・委員さんと・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 はい、只今、事務局から説明がありましたとおりでございます。本来ならば、・・委員さんの担当地区であります。が、議事参与の制限により・・委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明をさせていただきます。事務局の説明のとおり4月20日に事務局と・・さんご夫妻に立ち会いをして頂きまして、現地確認をいたしました。

・・さんは、畜産業を皆さんもご承知のとおり営まれておりまして、今回規模を拡大する為、畜舎5棟、堆肥舎1棟を建築された折に1棟が畑地目とはわからずに建築されたという事です。排水等も整備されており周辺への影響はないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第16号4番は、意見を付して進達いたします。

----- (・・委員入席) -----

続きまして、議案第17号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の説明の前に訂正をお願いいたします。申請人が・・・・・となっておりますが、・・・・・へ変更願います。智という字は知るとい字の下に日という字であります。大変お手数をおかけしました。議案第17号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審

議の上決定の要がある。

4番 土地の所在

郷ノ浦町渡良東触字大津方・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 891㎡

転用目的 雑種地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成5年頃から・・・設備の産業廃棄物仮置き場として使用し、現在に至る。というものです。位置図、写真は17頁から18頁です。4月20日に・・・委員さんと・・・設備の従業員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当地区の・・・でございます。事務局の説明のとおり4月20日に立ち会いをいたしました。この申請地につきましては、周囲に農地が殆どなくて、別に周囲に及ぼす影響もないと考えられますので、問題ないかと思っております。よろしく審議をお願いいたします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第17号4番は決定いたします。

続きまして議案第18号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について（第1回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、19頁をお願いします。議案第18号 「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度1回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は37件、借手が24人、貸手が35人です。田が52筆で66,938㎡、畑が13筆で15,608㎡、合計 65筆の82,546㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、20頁から21頁に掲載しております。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第18号も決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、22頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。1番、土地の所在

勝本町坂本触字平畑・・・・・・・・田 186㎡

申請人・・・・・・・・

申請理由 道路より低い申請地の嵩上げを行うことにより、作業効率の向上を図るということです。

工期は平成30年4月1日～平成30年9月30日までです。

施行者は・・・・・・・・

位置図、写真は23頁～24頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。